

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和4年2月21日（月）  
開会 午前9時58分  
閉会 午前11時5分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 （委員長）井上真砂美、（副委員長）須藤智子  
（委員）谷平敬子、大野慎治、梶谷規子  
5 欠席委員 なし  
6 出席議員 伊藤隆信議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員  
7 説明員 行政課長 佐野剛  
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕  
9 委員長あいさつ  
10 議長あいさつ  
11 協議事項

（1）3月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

・議案の内訳として、先議2件（補正予算1件、契約変更1件）、人事案件3件、条例新規制定1件、条例一部改正8件、廃止2件、補正予算4件、新年度予算7件、道路線の認定・廃止2件、規約の改正1件の計30議案を確認した。

【質疑】

質疑なし

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

・会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。

【質疑】

須藤副委員長：8日本会議の委員会代表質問はどの常任委員会が行うのか。

議会事務局統括主査：総務・産業建設常任委員会から通告されている。

③議案精読時間について

・先議分である議案第2号及び第3号の議案精読時間を10分間、人事案件である議案第4号から第6号までの議案精読時間を5分間と決した。

【質疑】

質疑なし

④代表質問の発言順位について

議会事務局統括主査：全会派（４会派）から質問者が通告されていることを報告する。

・発言順位は、申合せにより、創政会（梅村均議員）・大志クラブ（宮川隆議員）・日本共産党岩倉市議団（榘谷規子議員）・公明党（鬼頭博和議員）の順に決した。

**【質疑】**

質疑なし

⑤本会議での写真撮影について

・施政方針に対する代表質問の際に慣例により質問者の写真撮影を行うことに決した。

**【質疑】**

井上委員長：写真の使い方に疑問がある。市議会だよりの代表質問者の顔写真がマスク着用で一般質問者の議員顔写真と比較すると違和感があった。

谷平委員：私もマスク姿の市議会だよりを見て違和感を持った。代表質問の時は敢えて新しい写真を撮っていた。

榘谷委員：新年度には新しい写真を撮ったほうが良いが、今はなしで良い。

大野委員：代表質問者は変わるから。

井上委員長：代表質問で登壇された議員は恒例通り写真撮影していただくこととする。

⑥特別委員会の設置について

・議会基本条例の検証のため、全議員で構成する議会基本条例検証特別委員会を設置することに決した。

**【質疑】**

質疑なし

⑦一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

・委員会代表質問の通告が総務・産業建設常任委員会を代表し片岡議員から、一般質問の通告が議員８名から提出されたことを確認した。申合せにより委員会代表質問は一般質問に先んじて行うことを確認した。

・３月８日（火）は委員会代表質問を含めて議員５名が、３月９日（水）は議員４名が質問を行うものと決し、その後のくじにより質問の順序は次のおりと決した。

（委員会代表質問）

３月８日（火）片岡議員

（一般質問）

3月8日（火）堀議員、木村議員、黒川議員、井上議員

3月9日（水）谷平議員、水野議員、大野議員、関戸議員

【質疑】

質疑なし

⑧令和4年度一般会計予算の本会議質疑区分表について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・資料のと通りの質疑区分と決した。

【質疑】

質疑なし

⑨請願及び陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・3月定例会で取り扱うべき請願又は陳情の提出期限は本会議初日（2月25日）午後5時であることを確認し、現時点で提出がないことを確認した。
- ・資料「要望書」は全議員へ配付に留めると決した。

【質疑】

須藤副委員長：要望書は全議員に配って各自勉強してはどうか。

大野委員：全議員への配付に留めてはどうか。

鬼頭副議長：同意見である。

井上委員長：要望書については配付に留めそれぞれが聞きおくものとする。

⑩その他

特になし

（2）議会規則（岩倉市議会議員政治倫理条例施行規則）の一部改正について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

大野委員：全議員に関わることなので、議会基本条例推進協議会で皆さんに見ていただいて、最終日に議運で諮ったほうが良いと思う。

（3）議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準について  
議会事務局統括主査：資料に基づき説明

井上委員長：公表基準についてまとめていただいているがいかがか。

大野委員：最近、他の市議会では公表しているか。名前を出すところと全く出さないと二つに分かれているので基準については議会基本条例推進協議会でみなさんの意見を聞くということでしょうか。

井上委員長：対応マニュアルについては如何か。

大野委員：前は10日だったが、今は1週間に。

井上委員長：これは未感染状況2週間前までの行動を議長に報告し、保健所の指示に従い2週間程度自宅待機をするというふうに先回の議会基本条例推進協議会で話があったのでそのように変更させていただく。もう1点気になるのは医師から登庁許可診断書（治癒証明書）を貰うとあるが、医師は出さないということなので、この文言があると出てこられない。

大野委員：PCR検査で陰性になったという証明になっていたが、今は検査をやらないので、何日か経過したら良いよということになってるので。

井上委員長：治癒するまで登庁禁止。検査後は自宅待機だが、2週間とは決めない。

大野委員：この1ヶ月半、状況が変わってきているので一旦保留にしては。

井上委員長：公表基準は一旦保留とする。

伊藤議長：岩倉市職員も対応マニュアルはあるのか。

行政課長：日数についてはある。国と県の方針に従っているので、このようなフロー図というのはないが、感染した場合は翌日から10日間、濃厚接触者は1週間の自宅待機という通知が出ているが、毎月変わってきているので、その点は読み替えるということで対応している。

伊藤議長：議員に対する公表基準が出されたが、職員も基準はあるのか。

行政課長：公表はホームページに職員の勤務場所、陽性判明日、最終の勤務日等の最低限のみ。

（4）新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応マニュアルについて

須藤副委員長：もし、感染者が増えて会議を開けないほどの人数の議員が欠席した場合、4月以降のZoom会議等も検討して考えていく必要がある。

井上委員長：今後の感染者が増えた場合の対応についての提案である。以前にもSNSによる委員会開催について話が出されたことはあったが、今回議会基本条例推進協議会のほうで提案し、これからの議員の対応について考えていく。

議会事務局統括主査：こういったマニュアルの類は、その都度、毎回文言を変えるわけにもいかないので、表現としては改正する必要がない様な文言にしておいたほうが良い。

水野委員：例えば詳細は、議長、副議長、議運の委員長が協議して処置を決定するというのの一つの手かなと。

井上委員長：その都度状況に合った文言を入れていく。これは議会基本条例推進協議会から戻されてきたが、また同協議会でご意見をいただく。感染した議員は治癒するまでは登庁禁止だけれども、その後ろのほうのことに關しては執行できないと。

谷平委員：この前の議員の場合、これの通りずっと自宅待機を長くしていた訳ではなく、医師の診断により登庁された。

井上委員長：これは保留ということで。また、文言についてはもう一度見直しをしていく。対応マニュアルは一時執行停止と決定する。

(5) その他

特になし

1 2 その他

鬼頭副議長：ヘルメットの件はどうされるか。議会基本条例推進協議会で意見を出してもらったが、そこから先のことは決まっていない。

大野委員：事務局で折り畳みのヘルメットの見積りだけ取ってもらえないか。

井上委員長：ヘルメットを互助会で購入するというのは決まってないので、見積りをとってもらって購入するかどうかは議会基本条例推進協議会で全員に聞いて諮る。

水野委員：互助会の費用で購入する場合は、互助会開かなくて良いのか。

伊藤議長：どこかで皆さんにお集まりいただき、互助会を開いてみなさんにお諮りしなくてはいけない。1人でも反対者がいれば駄目だが。

議会事務局長：まん延防止等重点措置期間が3月6日までだが、定例会の感染対策はどのようにさせていただくか。

井上委員長：3月6日まで今まで通りの感染防止対策をしていただきたい。

大野委員：開催日は未定だが会期内に公共施設再配置検討協議会を開催する予定である。